

平成18年12月7日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	31番	原沢久志
32番	三宮十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

23番	高橋清春	24番	木下道郎
-----	------	-----	------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	川瀬輝夫	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	服部輝男	開発部長	横井昌明
教育部長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠

十四山総合福祉 センター所長	大木博雄	総務課長	佐藤勝義
企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
書記	飯田宏基		

7. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第67号	愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件
日程第3	条例議案第78号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件
日程第4	条例議案第79号	弥富市副市長の定数を定める条例の制定の件
日程第5	条例議案第80号	弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件
日程第6	条例議案第81号	弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件
日程第7	条例議案第82号	弥富市安全なまちづくり条例の制定の件
日程第8	条例議案第83号	弥富市消防団条例の一部改正の件
日程第9	条例議案第84号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
日程第10	条例議案第85号	弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件
日程第11	条例議案第86号	弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件
日程第12	議案第68号	平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
日程第13	議案第69号	平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第14	議案第70号	平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
日程第15	議案第71号	平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
日程第16	議案第72号	平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第17 議 案第73号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第4回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、高橋清春議員と木下道郎議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議 案第67号 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件

日程第3 条例議案第78号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件

日程第4 条例議案第79号 弥富市副市長の定数を定める条例の制定の件

日程第5 条例議案第80号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件

日程第6 条例議案第81号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

日程第7 条例議案第82号 弥富市安全なまちづくり条例の制定の件

日程第8 条例議案第83号 弥富市消防団条例の一部改正の件

日程第9 条例議案第84号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第10 条例議案第85号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

日程第11 条例議案第86号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件

日程第12 議 案第68号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第13 議 案第69号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第14 議 案第70号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件

日程第15 議 案第71号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

日程第16 議 案第72号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第17 議 案第73号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第67号から日程第17、議案第73号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

まず、安井光子議員。

18番（安井光子君） 私は今回、議案第67号愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について、一般会計補正予算（第5号）、後期高齢者医療広域連合設立準備会の負担金について質問をいたします。

まず、質問に入ります前に、後期高齢者医療制度の概要や運営の仕組みなどについての資料の配付を求めたいと思います。広域連合ができるに至る医療制度について、よく理解した上での審議が必要ではないかと考えます。そうでないと、住民の方への責任も果たせないのではないかと思います。議員全員に今回の高齢者医療の全体像がわかる資料の配付をしていただけないかと思います。いかがでしょうか。

では、質問に入らせていただきます。

まず一つ目、後期高齢者医療制度の問題点についてでございます。

ことし6月、国会でこの制度が成立し、2008年4月から発足するこの制度は、75歳以上の高齢者、65歳から74歳までの寝たきりの方も含まれますが、現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離して、高齢者だけを被保険者とする制度でございます。これは、住民税の増税や介護保険料の値上げなどで、ただでさえ重い負担を強いられている高齢者に一層の負担をもたらす、かつ医療から遠ざけることになりかねない制度であり、見過ごすことはできないたくさんの方がございます。

まず一つ伺います。この制度の対象者は何名ぐらいで、1人当たりの保険料は幾らぐらいになるのでしょうか、御説明ください。この制度の対象者のうち、今まで各種保険の被扶養者になっていた人も一人ひとり保険料を徴収されることとなります。医療給付費がふえれば保険料は値上げされることになり、介護保険のように負担がどんどんふえていくことになると考えますが、この点いかがでしょうか。

二つ目の問題です。保険料は介護保険と同じように年金から天引きされます。これは、国の試算では8割の人が対象になると言われております。年間18万円以下の方は普通徴収です。また、保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証や資格証明書が発行されることが明記されております。こうなりますと、お金がないために医療を受けることができない高齢者が多数生まれることにもなりかねません。これまで老人保健制度の対象者は、国民健康保険税を滞納していても資格証明書は制度的に発行されてきませんでした。今まで弥富市では、国保税などを経済的理由その他で滞納されている方でも、市の方がよく本人と話し合いの上、分割してでも納める意思のある方については資格証明書は発行されておられません。今後、障害者、高齢者、低所得者への減額・免除制度はどうなるのでしょうか。県や市にこれの裁量の余地があるのでしょうか。この減免制度その他についてよく御検討いただき、広域連合に高齢者の立場に立った提案をしていただきたいと思います。市長として、どのようにこの点お考えでしょうか。

三つ目、診療報酬の問題ですが、この制度では診療報酬体系をほかの世代と別立てにして、75歳を超えた高齢者には、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実として診療報酬を引き下げ、手抜き医療になる危険性がございます。診療報酬を引き下げますと、医療機関は収入が少なくなるために、高齢者を敬遠する事態も起こりかねません。

市長にお伺いいたします。後期高齢者医療制度の導入は、高齢者の命と健康を脅かすものだと考えますが、川瀬市長はどのようにお考えでしょうか。川瀬市長御自身もこの医療制度の適用になるかと思われませんが、ぜひこの点について市長としての御見解をお尋ねいたします。

大きな二つ目、後期高齢者医療広域連合についてお尋ねをいたします。

広域連合の規約は12月議会で議決し、来年2月までに県知事の許可を得て、3月20日から施行となっております。広域連合の議会議員の定数は規約のとおり34人となっておりますが、津島市、愛西市、弥富市、海部郡の町村で議員は2名となっております。議員の選出方法は、規約上は直接・間接選挙いずれも可能とありますが、どのような方法で選出されますでしょうか。

2番目、9市町村で2名の議員では高齢者の声が届きにくくなります。高齢者にとって切実な保険料の設定、減免の規定が高齢者の実態とかけ離れたところで決められる懸念があります。高齢者の意見もよく聞くべきではないでしょうか。高齢者の生活実態がどのように把握され、高齢者の意見がどのように反映されるのか。また、広域連合議会の弥富市議会への報告等はどのように保障されていくのか、お答えいただきたいと思います。

三つ目は、市長会、市議長会が連携をとりながら、高齢者の生活実態に見合った対応ができるよう改善を図っていただきたいと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

二つ目の問題です。一般会計補正予算18ページでございますが、3款3項2目19節後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金が67万円になっておりますが、これについてお尋ねをいたします。

一つ目、準備委員会はどのように構成され、進められていますか。

二つ目、負担金は総額幾らで、市町村にどのように配分されたのでしょうか。

以上、質問をさせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） 高齢者医療の問題でございますが、これは当然市町村が運営している老人保健の制度ですが、当然県単位で設置してあるということございまして、今後そういう場におりましたならば、そしてまたそれぞれの動向を見ながら、基盤強化になると考えておりますけれども、いろいろこれから改善するような努力もさせていただきます。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問にお答えいたします。

いろいろ御質問されましたが、大前提といたしまして、後期高齢者医療制度は20年4月1日から施行されるものであります。それをスタートさせるべきものとして、現在、準備委員会を設けて行っております。ですから、今後、保険料などの細部について、その設置されます後期高齢者医療広域連合で協議を重ね、決めていくこととなります。ですから、現在未定の部分が多くございますので、御理解願いたいと思います。それから、また今後、細部にわたって協議を重ねた結果、決まっていきましたら、市民の方にはパンフレット等で、それから議会の方々にはその都度というように、新しい動きがございましたら周知・報告していこうと考えております。

それから、一般会計の補正予算のことでございます。これは組織のことでございますが、準備委員会は、を8月1日に県内全市町村の同意のうえ、国保連合会に事務所を構えて設置しておりますが、準備委員会の構成につきましては、県内の市長会、それから町村会の役員である市長さん9名で構成される委員会がございます。その下部として、県内の全市町村の担当課長で構成される幹事会、それから担当者で構成される実務者部会がございます。

それから負担金の基礎でございますが、必要経費を均等割10%、それから人口割45%、後期高齢者割45%の割合で計算したものでございます。以上でございます。

〔「議長18番」の声あり〕

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 再質問をさせていただきます。

私が冒頭申し上げた件につきまして、後期高齢者医療制度につきましては既に国の方で決まっている問題なものですから、資料はあると思います。だから、規約について検討する以前に、この後期高齢者医療制度がどのようになっているのか、これについて私も議員がしっかり勉強して、住民の方ともお話し合いをしながら進めていかなければならないと思います。だから、医療制度の概要とか運営の仕組みについて資料があると思いますので、これを全員に配付していただけないかと申し上げたのでございます。これについてはいかがでしょうか。

それから、詳しいことは広域連合の議会で決めるということでしたが、弥富市でこの制度の対象者となる方は既におわかりかと思えます。老人医療の対象者、75歳以上の方がその対象になるかと思えますが、何名ぐらいお見えになるのでしょうか。この点、お答えがなかったのでお尋ねします。

それから、保険料については今後決められると思いますが、新聞等によりますと、大体全国平均で普通の収入の方では6,200円ぐらいになるんじゃないかと報道がされております。このような負担になりますと、75歳以上の方は介護保険も年金から天引きされ、その上に医

療保険も、扶養家族の方は家族から独立してこの保険に入り、両方とも天引きされるということになるのでございます。この点、減免制度とか、それから今お年寄りの方では1万5,000円とか大変低い年金の方もございますが、こういう方が介護と医療保険を天引きされていくと、あと生活がやっていけないという実態が生まれてくると思います。こういう点について、ぜひ高齢者の実態を市長会や議長会、それから議員の配分は弥富市にあるかどうかわかりませんが、こういうことをぜひ県の広域議会に反映させていただくような手だてをとっていただきたいと思いますが、その点、御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 対象者の人数でございます。現在、老人保健の対象者の方々が20年4月にそのまま後期高齢者医療の方に移りますので、10月現在、3,693人の老人保健の対象者が見えます。20年の4月ごろになると4,000名ぐらいになるのではないかと把握しております。

それから、保険料のことは今後広域議会で検討されるわけでございますけれども、ある程度、介護保険でも、それから国民健康保険でも軽減制度というものがございます。後期高齢者医療の保険についても、やはりそういった物の考え方は踏襲されると考えますので、そういった軽減制度、それから減免制度といったものは、今後、広域連合議会の中で、あるいは広域連合の議会の前の幹事会なり実務者部会なり、それから委員会を通して検討されていく事項ではあるかと考えております。

制度の概要につきましては用意させていただきたいと思っております。後日にさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（大原 功君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 上程されております議案のうち、私は68号の一般会計補正予算について、通告では総務部長または助役というふうにお尋ねしましたが、質問の内容はひょっとすると市政運営の根幹にかかわる問題になるかもしれませんので、その場合には、御答弁が助役で難しければ市長の方からお答えいただいても結構でございますが、多分御相談されたことだと思いますので、しかるべき方々に御答弁をお願いいたします。

一般会計補正予算の歳入の2ページに、繰入金のうち基金繰入金を今回977万円増額補正するという御提案でございますが、実は現在、弥富市の税収等は、既に国との間では地方交付税の決定がされた段階で、ほぼ確定に等しいような形で見通しが立っております。それは、前年の実績とか現在の調定額とかということもございますが、ほぼ大筋間違いないということで7月段階で交付税が決められるわけありますから、国も、当然市にとっても、この程度の収入が見込めるということはそんなに争いのないことでございますが、それによりますと、市町村民税、固定資産税、あるいはたばこ税とかと、あと若干の取得税交付金とか、そうい

うものを合わせまして、大体、現在予算計上されていない留保財源が、私の見通しというか、今の交付税との関係で見ますと4億5,000万円ほどございます。加えて、特別交付税は予算では1億1,400万円しか計上されておりませんが、例えば、17年度は特別な事業がありましたので参考にできませんが、何の特別な事業もそう大してなかった16年度の旧弥富町の実績でも、1億2,300万円を超える特別交付税がございますので、特別交付税については私はまだふえる可能性があるというふうに見ておりますが、こういうものを含めると、約5億円近いような留保財源を弥富市は現在持っていると思います。当初予算では8億9,394万4,000円の積立金を取り崩すということを予定しておりましたが、その後、繰越金等がございました関係、あるいは普通交付税が当初の見通しより1億9,500万円余り減少したことから、実際にはもっと多くの財政収入があったわけでありますが、そういう中で、現在も予算上は4億7,900万円余りの基金の取り崩しをしなければ、ことしの財政運営はできないという形に議会に発表されておりますし、私たちもそういう議決をしております。ところが、今申し上げましたように、現在の段階で恐らくどんなに少なくとも4億5,000万、場合によっては5億円近くの留保財源を持っているわけでありますから、これは議決して執行する、あるいは可能な限り一日も早く、市民から預かった税金であり、財布でありますので、その実態を議会にも報告する、市民にも報告する、そういう議決をしていく。

とりわけ、今は途中といいましても、もう既に12月であります。本来は、これは年度当初に明らかにして、そして弥富市の事業計画や財政計画を定めなければならないというふうに思いますが、こういう予算計上の仕方というのは、実は市民の皆さんから預かった税金を有効に使うという上では非常に問題があるのではないかと。少なくとも、可能な限り、当初予算でそういう財政の実態がわかる予算の計上の仕方をする。どんなに遅くとも、4月には国との関係でもそういうのがありますので、9月議会では補正予算の中で、当年度分の収入では賸えないから基金を取り崩して充当するというようなものにつきましては必要がなくなったということ明らかにすることは、最小限の市側の財政当局の義務ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

ここに愛知県の、ちょっと古いものがございますが、予算書とあわせて提出されます予算の重点施策の概要という説明書がございますが、これによりますと、すべての款項、あるいは税収等につきまして、新年度の予算の見込み額、それから途中の、例えば今ですと新年度予算を県は来年の2月に提案されるわけでありますが、今年度の当初予算と最終見込み額をそれぞれ出して、それに対する比較を出しまして、非常に全体としてもわかるものになっておりますが、多分弥富市の予算書をこういう比べ方をしますと、とても皆さんに説明できないものに今のやり方ではなっておりますので、私は、可能な限り当初予算に全体像がわかる計上をする、そして実際の収入があって、現在のように基金の取り崩しをして何とか無理し

てやっておるといような見かけ上のやり方ではなくて、そういうものは速やかに実態が補足できた段階で補正をしていくということが必要ではないかというふうに思いますが、この予算のあり方について御答弁をいただきたいと思います。

それから、もともと私どもが実際に通常持ち歩く予算の説明書というのは、こういうものだと思いますよね。ところが、実際には3月の条例とあわせてとじ込んだ、要するに議決案件だけのものとこれと合わせて一体になっているわけですね。今回たまたま、この補正予算の中で、新年度に向けて教育費とのかかわりで債務負担行為が行われておりますが、5ページの方で屋内運動場の改築と武道場の建築工事の請負費が、恐らく発注だけして、今年度は金を基本的に使わない、来年度にお金を払うという仕組みになっているものだと思いますが、現在の弥中の建設費につきましても、たしか22億円余りの工事入札だと思うんですが、本年度の予定している予算額は8億7,100万円なんですよ。ところが、この説明書の方にはどこにもそういうのがなく、仕組みとしては前年度までの債務負担行為を記入することになっておりますが、当該年度の方は3月に出された、こういうものと一緒にとじ込んだやつの中の議決書の方に出ておるわけですね。ちょっと見たらそれが、すぐ気がつかんかったもので、教育課の方にお尋ねをしたらそちらにありますという話だったんですが、やはりそんなに大部のものではありませんので、とりわけそのときに聞いてびっくりしたんですが、弥富はこの予算説明書を図書館にも置いてないんですね。大体多くの市町村は図書館に置いたり、インターネットで情報公開したり、いろいろやっておるわけですが、図書館に置いたりしようと思うと、この1冊の中に、そう大した大部のものではありませんので、全体がわかるものが入っていなければ、十分予算の全体像、それから弥富市の本来の重要事項がわからないというか、そういうことを考えますと、皆さんに可能な限り知っていただく、あるいは私どもが持ち歩くものの中にそういう基本的な部分が含まれるような改善が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

それからもう一つは、これからも予算編成に入っていきますから、予算書の関係で中身ですね。説明が、この県のものを見ましても、予算の規模と事業内容が非常にわかりやすいものになっていますよね。例えば小学校費、中学校費ですと、職員の給与を負担している関係で、予算の総額とあわせて、全県の児童・生徒数や学級数や教職員数が前年と比較して一覧表が出されている。だから事業規模がわかるとか、それから補助事業ですと箇所づけがきちんとされているというふうになっておりますが、残念ながら弥富市のものは、従来から私どもは改善を求めておりましたが、なかなかそういうものになっていなくて、予算書を見ただけでは、改めてこれは何だ何だというお尋ねをしなればわからないとか、それから前年、前々年との比較が、決算書はされているんですが、本来は予算を議決して執行するわけですから、予算審議の段階で、前年、あるいは先ほど言いましたように当初予算と最終見通しと

新年度予算の比較ということがきちんとされるとか、それから決算書では節別の一覧表が出されておるんですね。決算では比較できますが、実際には議決して執行するというのを考えると、そういうものが予算のときにも出されて、前年との比較ができる仕組みというのをつくって、本当に議決機関にふさわしい、議会として判断できるものに、ぜひ新年度予算の予算書からそういう方向で御尽力いただいて改善をしていただきたいと思います、御答弁いただきたいと思います。

議長（大原 功君） 加藤助役。

助役（加藤恒夫君） 先ほどのお尋ねでございますが、詳細については担当の方からお答えをさせますけれども、基本的に今の基金の繰入金の関係につきましては、以前にも議会の中でもっと早いところ区切りをつけるべきじゃないかというお話もいただきました。それ以後いろいろ調整をとっておりますが、特に歳出よりも歳入の不透明的なところが、それぞれ歳入というのは弥富市だけで解決できるものではないわけですし、いろんな慣例の中で歳入が組み立てられておるわけですが、そういった組み立ての中ではっきりしない問題も生じておまして、こういった繰入金の中でいろいろ調整をするといった面もございますが、今後早く、すべて繰入金については表へ出してすっきりし、それ以後の補正についてはいろいろまた対応もございますので、そういった中での処理の仕方ということを今後財政の方といろいろ調整をとって進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それから、今、教育委員会の件がございましたが、教育委員会ばかりではなく、いろいろ国の方も平成18年、19年という年度年度の予算がありまして、年度末に前倒しで予算だけの配当が来る場合があります。それには、やはりあくまで事業主体となる弥富市そのものも財源を組まなければなりません。それが全く執行できず、予算を組むだけであって、次年度に予算を消化するという、不自然的なところも確かにありますが、国の方の年度年度の財源措置の中で、それぞれ各市町村に対する支援といった流れの中でそういった組み立てられ方をすることがございますので、これは私どもだけでどうこうということではできない内容でございます。かといって、事業計画は当然立てておりますが、その中で年度を前倒しで財源確保される場合についてこのような形になりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以後、予算のつくり方、いろいろ御指摘もございましたが、これも以前にもお話を聞かせていただいております。先回も申し上げたわけですが、詳細にできるところとできないところといった面もございますので、詳細にできるところはもう少しわかりやすくというお話について、関係の方と十分協議して今後対応させていただきたいと思っておりますが、すべてそのような形にさせていただくということが、執行上、逆に問題になるということがございますので、ひとつよろしく願いしたいというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） ただいまの御質問につきまして、基本的にはただいま助役がお答えをさせていただいたとおりでございます。これまでも、さきの9月議会でも補正予算を計上させていただいておりますが、特に収入額の大きなものにつきましては、額が確定した段階で、できる限り早い時期に補正をお願いいたしております。

それから、特に市税につきましては、調定あるいは収入のところで不確定な要素があります。こういうことの中で、現在は余り早い時期には計上はいたしておりませんが、さきに助役がお答えしましたような方法で今後適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

〔「議長32番」の声あり〕

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 当然、景気の動向だとかいろいろな問題がありますので、そう単純な問題ではないと思いますが、だけど市町村に比べると県の方はもっと大変なんですね。事業税だとか法人税というのは所得の動向で大きく動きますが、弥富市の場合の基本は住民税と固定資産税ですよ、税収でいいますと。これはもう前からわかっておるやつなんですね。しかも、実際に国が基準にしておるのは、全国平均で低いところでも現年分の98%を基準にして交付税を計算しますが、弥富市の場合は少なくともその98%を下回ったことなんか一度もないわけでありますから、少なくとも7月の段階では全部、どの程度入るかというのは基本的にわかっておって、あとは法人税ですが、今の法人税の額というのは全体から見てもそう大きな狂いはないし、法人税の税収も含めて7月段階では国との関係で決めるわけでありますが、問題は、国も県もそうですが、当初予算で基本的に見通しを含めた予算計上をする。そして、狂いがあったときには補正をするという考え。うちは相当、今言ったように、大体今年度の税収は60億だと思うんですが、税収だけでも4億近く留保みたいな形で残していくやり方というのは、結局、当初予算では基金繰り入れを5億だとか7億だとか、ことしの場合は9億近くやる。そうでないと予算が編成できないような形で示されておりますが、実際には、17年度もそうでありましたが、基金の繰り入れは全部なしにして、まだ前年度に比べて基金と、それから翌年度への繰越金が3億3,000万円余り余分に残るとか、本年度も、今みたいな事情からいいますと、弥中の2億円の繰入金は特別な事業でやるかもしれませんが、今後の財政状況によっては、しなくても済むような可能性もありますので、ここは税収全体からいうと5%前後の留保だと思うんですが、実際に市町村のお金のうちの7割、8割というのは、職員の給与だったり、それから借金の返済だったり、あるいはどうしても動かせないお金ですよ。この辺のお金が実際に、今言った何億あるかということによって市の独自の事業ができるわけでありますから、ここを早く当局も明らかにする。しかも議会にも

明らかにし、議決して執行するという事を考えたら、ここを留保にするようなやり方というのは予算編成の基本に外れている。とりわけ市になりました機会に、全国の今やっておる実際の会計のあり方にしっかり改善していただいて、そういう形で進めていただく。そして、きちんと中・長期の財政計画も持って、計画的に市民の要求にこたえていくというか、幸い財政的に非常に恵まれておりますのでこんなことができるんですが、今ほとんど全国の8割、9割の市町村というのは、実際にはどうやって予算を組むのか、結局つじつまが合わんから、実際に入らないことがわかっておっても、水増しした予算計上をして、予算編成するというような時期でありますので、あるからいいということではなくて、きちんと皆さんから預かった税金、市民の財布の実態がどうなっておるかということを一日も早く実情に即して公表しながら、市民と一緒に市政を進めていくという立場に立っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、さっき助役は国の予算配分で云々というお話があったと思うんですが、それ自身を別に問題にしておるわけじゃなくて、実はたまたまそれが出てきた段階で、弥中の改築費が債務負担行為になっておるはずだけど、説明書の方を見たらそれがなかった関係でお尋ねしたら、実は議決書の方の、だから私どもが日ごろ持ち歩かない方の中にとじ込まれておるという説明をしていただいたんですが、大体あの予算書、ああいう別分冊にしたのは、少なくとも市の担当者の方々も私どもも持って歩いて、市民と話をするためにつくっていただいたものだと思うんですね。そうしたら、それをふやしたって大したあれになりませんので、先ほど申し上げましたような改善とあわせて、ぜひそういう肝心なところは予算書の中に、多分、市の多くはそういう形にしておると思いますので、1冊にとじ込んでいただくというふうにしていただきたいんですがいかがでしょうかというお尋ねでございますので、あわせてひとつ御答弁いただきたいと思います。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 再質問の関係でございますけれども、私どももできる限り予算についてはシビアに組んでということで指導しておるわけでございますが、そういった中でも、やはりいろいろお話の中で考えてみますと、歳入欠陥を起こしちゃいかんという流れのパーセントの持ち方が、結果的に今のようなお話の数字になってくるという面も十分ございます。この歳入については、今お話ししましたように、当該年度でもなかなかわからない面もあるわけですが、そういったことを、極力情報を得て、歳入欠陥にならないということも当然頭には入れなきゃなりませんけれども、もっと正確なものをシビアな形で積算いたしまして、こういうことについて、この数字がなくなるということは決してございませんけれども、この数字を縮めるということについては、我々財政部門も十分今後検討しまして対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから最後のお話につきましては、今後財政の方ともいろいろ調整をさせていただきまして、わかりやすい形で対応させていただくような努力をいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 議長の許可を得まして発言をさせていただきます。

まず議案第67号につきまして、後期高齢者医療広域連合の設置について安井議員からも質問があったところでございますが、私も市長にお尋ねいたしたいと思えます。

これからは地方分権の時代だと言われておりますけれども、今度のこの後期高齢者医療広域連合というのは地方自治権が奪われてしまう内容ではないかというふうに私ども考えますが、どのようにその点を見ているのか、地方自治権の問題でお伺いをいたしたいと思えます。

また、先ほどの安井議員に対する答弁の中で、市長は今後改善するよう努めていきたいということを発表されましたけれども、実際に今の規約等を改正しようと思うと、本当にこの弥富市議会のできるのか、また弥富市長のできるのかということになりますと、大変厳しい問題だと思えます。そういう点で、本当に弥富市の声が反映される内容となるのかどうか、その点について市長の見解、また担当者の方からも説明をいただきたいと思えます。

次に議案第82号につきまして、安全なまちづくり条例の制定についてでございますが、ここでは4条、5条、6条につきまして、それぞれの責務が述べられております。これまでとどういふふうに変ってくるのか、この条例を制定することによって、市民の責務というのはどのようになっているのか、その点について詳しい説明をいただきたいと思えます。

次に、議案第68号についてでございます。一般会計補正予算につきまして、債務負担行為といたしまして9億9,000万円の補正が計上されております。これにつきましては、弥富中学校の移転の屋内運動場等工事費と聞きます。この工事は完了されますと、大体完成だと思えますが、どうなのでしょう。この分を含めました工事費の総額についてはどれだけになっているのか。また、国や県の補助金額、起債の額、一般財源の額はそれぞれどのようになっているのか、具体的に説明をいただきたいと思えます。

次に、農業総務費の中で委託料といたしまして農地・水・環境保全向上対策支援業務委託料といたしまして1,000万円の予算措置をしておりますが、これは具体的にはどのような内容になっているのか、お伺いをいたしたいと思えます。この事業につきましては、本年度、既にモデル事業といたしまして森津地区で取り組んでいると聞きます。ここでの事業計画や予算書の作り方、申請方法、書類の作り方のひな形を各地区におろし、市の担当窓口が援助に入って指導するならば、こういった委託はしなくても取り組めるのではないかというふうに思われますが、その点についてはどうでしょうか。

また、これまでの各地区ごとにやられてきた取り組みをこれからもしていただければ、1

反当たり 4,400円の補助金が出るとの説明を聞きますが、実際にはこの弥富市ではどのような内容になるのか、詳しく説明をいただきたいと思います。

次に学校管理費、節の19負担金といたしまして、いじめ・不登校等対策補助金 120万円が予算計上してありますが、これにつきましてはどういう内容か。いじめ・不登校とありますが、現在の学校ごとの状況というのはどのようになっているのか、御報告をいただきたいと思います。

きのうの新聞でしたが、中日新聞を見ておられますと、県内版で現在中学校にはスクールカウンセラーが県の援助で来ていると聞きますが、いじめ対策につきまして神田知事は、現在中学校に配置しているスクールカウンセラーにつきまして、小学校でもいじめがふえており、新たに配置を考える必要があると述べておりますし、また中学校には本年度、県内、名古屋市を除く 302校に配置し、いじめや不登校などに関する悩みについて生徒から相談を受けているとありましたが、これについて詳しく説明をいただきたいと思います。

次に、議案第71号についてでございます。農業集落排水事業特別会計補正予算につきまして、市債補正が計上されておりますが、市債の発行額の考え方についてお伺いをいたします。借り入れの可能額を満額借りるという状況になっているのか、その内容につきまして説明をいただきたいと思います。

次に、議案第73号弥富市公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。ここでは減額補正予算額は22万 6,000円で、歳入歳出 8億77万 4,000円となっております。この内訳を見ますと、市債の発行額は56%に当たる 4億 5,170万円が市債で対応されております。内訳を調べてみますと、国庫補助金は2億 5,000万円、県補助金は50万円、一般財源は5億 5,027万 4,000円ですが、そのうち、先ほど申しました市債で4億 5,170万円を充当いたしておりますので、実際の単年度の負担額は 9,857万 4,000円でございます。

この点について見てみますと、事業開始の前には、弥富町の町議会で説明があったそうですが、20年間に及ぶ流域下水道及び関連公共下水道の財政計画という一覧表がございますが、ここで見てみますと、起債は約 168億円ほど、起債の償還費は 255億 8,000万。これだけのお金を20年間で返していかなければならないというような大変な内容でございます。しかし、公共下水道を始めるときには、市債を活用した場合は、その55%相当額が交付税措置として町の方に、今現在は市ですが、市の方に入ってくるという説明でございました。しかし、その後、この説明の後、国は交付税制度の見直し、改悪を行ってきたため、弥富町は交付税の不交付団体となりました。平成17年度で見ますと、単年度財政力指数は 1.005となりました。こうしたことからいたしますと、事業計画に大きな影響が出るのではないかと心配されます。

そこで、当初の説明の数字を見ますと、142億 6,500万円というお金を、起債償還費の国

の方の補助として地方交付税で措置しますよと言っていたわけですが、こういったお金も見込めなくなってきたのではないかというふうに考えられますが、その点についてどのように  
なってくるのか、担当者の方から説明をいただきたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（大原 功君） ここで1時間たちましたので、10分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） いろいろ御質問、また批判を受けたわけですが、先ほどの後期高齢者医療の制度ですが、これは県単位と言ったので、県単位だというふうに思  
っていらっしゃると思います。これは市町村の広域連合でございますので、勘違いをせんよ  
うにしていきたい。そういう意味で、これは基盤強化といいましょうか、大きく広域で  
やりますからそういう状況であります。したがって、意見も言えますし、また改善もできま  
すし、また共産党議員団の皆さん方も、中央でいらっしゃると思いますので、中央でできんことを  
こっちの方まで言われても私ども迷惑しますので、どうぞひとつよろしく頼みます。こっ  
ちでできんだろう、あっちでできんだろうでは全く困っちゃうので、あなたたちはあなたた  
ちの組織でやっていただきたいと思います。私たちも努力させていただきます。ただ、努力を  
するということでございますので、勘違いをされんようによろしく願いいたします。やる  
とは言っていませんので、そのような方向で進めていくということでございますので、よろ  
しく願いいたします。

そのほかいろいろございましたけれども、自治権というものはあるということで奪われま  
せんので、どうぞよろしく願いします。

議長（大原 功君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、原沢議員の条例議案第82号安全なまちづくり条例  
の関係について御答弁させていただきます。

まず第4条は、安全なまちづくりに関する総合的な施策を市の責務として明記するととも  
に、市が実施する施策の基本的事項を示したものであります。次に第5条は、市民一人ひと  
りが犯罪の防止を人任せにすることなく、自分自身の問題としてとらえ、地域の一員として  
自主的な防犯活動を推進することを示したものであります。第6条につきましては、事業者  
が地域の一員として安全なまちづくりに努力すべきことを示したものであります。

これまでとどう変わるのかということでございますけれども、条例を制定するしないにかかわらず、基本的な部分は何ら変わりないと思います。第1条にありますように、条例を制定することにより、目的を明記し、犯罪の防止を目的とした条例であるということを明確にしたところであります。市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会、つまり犯罪の被害に遭うことのない地域社会の実現を目指したことであります。以上です。

議長（大原 功君） 次に、教育課長。

教育課長（前野幸代君） 弥富中学校屋内運動場工事が完了すると思うがどうかの御質問にお答えいたします。

現在工事を行っている校舎棟と同時に、平成20年3月までに完成の予定でございます。工事費の総額及び財源内訳につきましては、校舎棟等が22億 1,550万円で、屋内運動場等は9億 9,000万円を見込んでおります。財源は、国庫補助金5億 5,300万円、起債14億 3,000万円、一般財源12億 2,250万円を見込んでおります。

いじめ・不登校等対策補助金の内容につきましては、スクールカウンセラーや研修講師の派遣、リーフレットの作成を考えております。いじめ・不登校等の今年度の状況につきましては、11月末現在で、いじめが小学校で5件、中学校で5件、不登校は小学校で5人、中学校で24人、学校より報告を受けております。これらの対策といたしまして、双方の保護者との懇談を行ったり、先生が家庭訪問して指導を行っております。

スクールカウンセラーの相談件数につきましては、1日当たり平均すると、弥富中学校6人から7人、弥富北中学校4人から5人、十四山中学校は1人程度です。放課や時間外、親の相談もありますので、夜7時や8時になることもあります。また、スクールカウンセラー専用の電話も引いてありますので、電話での相談・指導も行っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 一般会計補正予算の議案質疑でございますが、今回予算計上いたしました農地・水・環境保全向上対策支援業務委託料につきましては、平成19年度から実施されます農地・水・環境保全向上対策事業の実施に関するものでございます。この事業の内容につきましては、各集落内の農業者の高齢化や、また非農業者との混住化が進行しておる現在です。農地や農業用・排水路などの資源を守るまとまり等も弱くなってきておるといったことに着目をいたしまして、非農業者の理解を得て、地域住民の協働による地域の環境保全向上と、それから農業者による今までどおりの農地・農業施設の維持管理を図っていくものでございます。そうした事業の取り組みに際しまして、現在、実施希望地区につきましては47集落ほどございます。これを、鍋田地区においては8区域、市江地区については1区域、また十四山地区においては4区域を事業区域といたしまして、本年度内に実

施すべき組織の設立、規約等の作成、それから農地面積の把握、農業用施設、用・排水路といったものの現状把握、またそういったことに基づきまして農業施設の適正管理や地域の環境向上対策等の活動計画を年度内につくるための委託でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大原 功君） 下水道課長。

下水道課長（伊藤敏之君） 農業集落排水事業特別会計補正予算の市債の借入額につきましては、補助対象事業費について、県補助金等を除いた充当率での借入れを基本として考えております。主な歳出につきましては、現在施行中であります十四山西部地区の建設事業費が主で、これは愛知県より補助対象事業費の追加割り当てによるものでございます。一日も早い完成を待ち望んでみえる地域市民に対しまして、本制度を十分活用し、早期完成に向けて努力したいと考えております。

また、公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、市債の借入額につきましては、農業集落排水事業と同様の考え方で当初予算に計上しており、今回の補正予算につきましては、給与関連の精査によるものでございます。したがいまして、今回の補正は市債に係るものではございませんので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

〔「議長31番」の声あり〕

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） あまりにも答弁があっさりしているのので、聞いても本当に誠実さを感じられないなあということをもとに印象として述べたいと思ひます。私は、もっと本当に親身になって議論ができるような議会にしていきたいと思ひます。

それで、今、最後の方では農業集落排水事業と弥富市の公共下水の問題について質問したわけですが、この質問の趣旨は、十四山の農業集落排水事業につきましては、市債を発行した場合、十四山はまだ交付団体ということで、交付税を受けることができます。ですから、十四山では借金をした約半分は交付税措置として返ってくる仕組みになっているということで、その点で十四山では、合併をしましたがけれども、まだそれぞれの自治体の今までと同じような計算方式で、財政については国の方が措置をするということになっておりますので、十四山の集落排水での起債のあり方は、借入可能額全額を借りて事業を進めるという考えなのか、それとも、そのときそのときでいろいろと柔軟にやっておるのか、その点についてまずお伺ひをしたわけであります。

それから公共下水道の方は、先ほども申しましたように莫大なお金がかかるわけですが、これにつきましては、当初の説明では弥富町も交付団体ということで、借金をしても心配ありませんよと。その約55%は交付税措置として返ってきますよということで、財政の心配が要らないということで事業がスタートしたわけですが、平成17年度には弥富町の単年度の

財政力指数は1を超えてしまったという状況の中で、こういった今までの財政のままで本当にやっていけるのかどうか、その点についてお聞きをいたしたわけでありませう。

それから、市長さんにもこの点についてお伺いをいたしますが、市長は4年前の選挙の立候補に当たりまして、町民の皆さんに対して七つのお約束というものを発表いたしておりますが、その中で下水道対策につきまして、流域下水道計画に参加しますと。事業計画は、住民の皆さんと町の大きな負担にならないよう、十分注意を払いますというふうに説明をされております。ですから、その点について、社会状況の変化があれば当然見直しをしなければならぬ時期が来るとは思いますが、そういう点で、今弥富市はどのような考え方でこの事業を進めていこうとしているのか、その考え方についてお伺いをしたわけでありませうので、その点についてまともな答弁をお願いいたしたいと思ひます。

それから、学校関係のことについてでございますが、先ほど担当課長の方から、スクールカウンセラーにつきましては、非常に熱心に、父兄からも相談があれば時間をいとわず夜遅くまで対応に当たっているという説明がございました。そういう中で、先ほどもきのうの新聞の説明をいたしましたが、愛知県でも小学校にも広めていきたいというような考え方が述べられております。そういう点で、本年度だけの事業ということになしに、やはり継続していくということが当面必要ではないかというふうに思ひますが、その点についてお伺いをいたします。

それから、農業費のところの農地・水・環境保全についてでございますが、必要であるから1,000万円の委託料の了承をお願いしたいということですが、今現在、森津地区でモデル事業が実施されているということで、そういったところのいろいろな対応の仕方ということで、農水省の方、あるいは国・県の方の指導を受けてこういった事業を行っておると思ひますので、そういったものを参考にすれば地域でもできる内容ではないかというふうに思ひますが、それができないということで今回委託をするということなら、どのようなところで、書類的にもどんな内容で内訳的に困っているのか、こういった専門のところへ委託しないとできないのか、その内容についてももう少しわかるように説明をいただきたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） 下水の問題でございますが、そもそも下水は、日本国全体を見ますと非常に普及率が悪いということをおっしゃるけれども、特に私たちが考えていくのには、外国の例をとりますと、ロンドンにしても、パリにしても、それからベルリンにしても、相当の下水道はいにしえから執行されておることであると。日本だけなぜこんなにおくれているかということも、たびたび議会の皆さん方にお諮りして、また報告したようなことでございます。

そして環境というものは、ほっておきますとだんだん悪くなっていく状況でございます、今現在は、少しでも良環境の中に我々が生活するということが一番大切なことであって、これをほっておくということは、まかりならない人生の、また人間の形成上、我々が生活する上において、少しでもいい環境をつくっていくというのが一番大事なことでございまして、これは大きな負担になるということを言われますけれども、命も金には変えられんことございまして、皆さん方にしばらくの辛抱はしていただいて、いい環境をつくっていくということが私たちの前提でございまして、これからよい環境を保持するためには最大限やっております。

また、当初の考えよりも交付税がどうのこうのと言われましたけれども、市自体が財源確保してよければ、それで物すごくいいんじゃないかと私は思っております。いろいろな財源確保のために最大の努力を今しておるということでございますので、不安はないと思っておりますのでございます。大きな負担にならないように最大の努力をしておりますので、いましばらく皆さん方の御支持を受けたいということでございます。よろしく申し上げます。

議長（大原 功君） 下水道課長。

下水道課長（伊藤敏之君） 原沢議員の、農業集落排水事業が起債対象として全額借り入れるのかどうかということでございますが、先ほども言いましたように、基本的な考え方としては、国・県の補助対象事業費を基本としまして、委託料、工事請負費等の事業費を対象としております。事務費は除いた計算で要望いたしております。なお、単独費もございしますが、これも対象となるわけでございますが、これにつきましては事業費がつかみにくいことから、できる限り補助対象事業費を基本として考えております。

また、交付税の関係で市長も御答弁されましたが、現在の制度につきましては、現段階では補助金制度、また起債の償還金の交付税措置につきましては、制度としては大きな変化は期待しておりません。ただ、単年度で見ますれば、事業計画より現実的には事業費ベースで縮小された進捗状況でございます。不交付団体となる年度につきましては、交付税として算定はされましても、御指摘のとおり交付はございません。しかし、今の段階では、地方債一件の償還期限が28年から30年とある中で、単年度的な交付税の縮小は予想されますが、交付されなくなるという最悪の事態を予測するのは不可能でございます。したがって、財政計画の見直しについては現段階では考えておりません。下水道部局としまして、今後も地方債制度における償還期限の延長、また地方債、地方交付税措置の充実など、より一層、関係機関へ要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） スクールカウンセラーにつきましては、12月議会の補正に上程をさせていただきまじめ・不登校等対策補助の中でスクールカウンセラーの配置を予定

しております。

来年度につきましても、県の補助を受けながら継続してまいります。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） ただいまの、モデル事業でモデル地区もやっているから、その対応の仕方等ということですが、現実、平成18年度につきましては森津地区で実施をしております。この実施に際しましては、実験事業ということで、関係機関を事前に調査等もいたしまして、その内容にもたれまして森津地区の中において事業計画を立てたわけですが、この対応がそのまま即、来年度ということではございません。まだ実質的なことに関しては、私どもの方も断片的なものしか入っておりませんが、こういったことの実験事業をもとにして来年度から事業に取り組むという内容になっております。ですが、今現在、森津でやっておるものにつきましては、各地区の皆様方を集めまして、この事業の希望を持たれたところについては、地区からの説明等を実施して、少しでも事業の内容をわかっていただくよう努力をしておるところでございます。

そういったようなことで、これすべて市の方でやってということもございましょうが、現実問題としまして、先ほど申しましたように47ほどの集落がございます。そうした中で、すべての農地の面積の洗い出しから、現況把握から、いろいろな業務がございます。そういったものについては、私どもでやれる部分については私どもで実施をいたしまして、少しでも農業者の組織的なものの設立が来年度から円滑に運べるように、また地域でよく理解がいただけるような体制づくりをしたいということで今回計上させていただきましたので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） ただいま上程されております中で、条例議案第82号弥富市安全なまちづくり条例の制定の件につきまして質問させていただきます。

先月ですが、11月4日に市政代表者懇談会というのが行われまして、私ら議員も参加させてもらったんですけども、川瀬市長はその中の基調報告で治安対策について言及されております。それによりますと、蟹江警察署管内の弥富地域では犯罪は半減しているということを書いてみました。非常にこれを川瀬市長は強調されたんですけども、同時に交番が一つふえまして、二つ目ができると、今度、今の駅前交番が南部の方へ下がってくるという話も聞いておるんですけども、まず第1に、市長が言われますように、本当に犯罪が減っているということであれば本当に喜ばしいことなんですけれども、具体的に、ここ数年の犯罪の発生件数というのは低下傾向にあるのかどうか、このことをまずお答え願います。

それから、先ほど原沢議員の質問に対しまして御答弁あったんですけども、基本的に条例をつくっても内容は変わらないよということなんですけれども、今、既に弥富市には防犯

協会があります。また、青色回転灯という取り組みもされておりますし、また「きんちゃんパトロール隊」という自主防犯組織もありますけれども、条例ができて、こういった取り組みには基本的に変わりがないということを再度御確認願います。

それから、これは条例の条文に関する問題なんですけれども、目的の中に基本理念として、市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現すること云々と書いてありまして、これは当然のことなんですけれども、その一方で条例の第8条なんですけれども、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定めるとされておるわけでありまして、それにもかかわらず、条例をつくるにもかかわらず、何かお聞きしましたら要綱がまだできてないということで、果たして具体性のないこういう条例をつくって、犯罪の減少に本当に役立つのかということとはちょっと疑問だと思えます。むしろこの条例には、今原沢議員の質問にもありましたけれども、4条、5条、6条と責務と書いてあります。「責務」という言葉なんですけれども、例えば5条の2ですと、市民はこの条例の目的を達成するために、次に掲げる事項に努めるものとする。例えば(2)番といたしまして、市がこの条例に基づいて実施する安全なまちづくりに関する施策に協力することと書いてありますが、条例の運用の仕方次第では、条例があるためにいろんなことが強制されるんじゃないかということも想定されますので、その辺は大丈夫でしょうかということで質問いたします。

議長(大原 功君) 総務部長。

総務部長(北岡 勤君) お答えをさせていただきます。

第1点目の質問でございますが、犯罪件数につきましては減少しておる傾向にありまして、平成18年に入りましてからは、主な手口であります侵入盗、これは空き巣だとか忍び込みというようなものだとか、あるいは乗り物盗ということで自動車盗、それから車上ねらい、自販機荒らしといったようないろんな犯罪があるわけですが、いずれにおきましても大幅に減少をしております。関係者の皆さんの御努力のたまものだというふう感じております。

それから2点目の、条例がなければ活動できないかということでございますが、これは前にお答えさせていただきましたように、そういうものではございません。この条例を制定する目的につきましては、安全なまちづくりを推進する体制を整備するために、行政、あるいは住民の役割を明確化し、全体の防犯意識を高め、地域ぐるみでの防犯活動の活発化につなげていくものでございます。従来 of いろいろな事業はもとより、関係者すべてが共通認識の上に立って、連携した事業を展開するための基本的な考え方を示すものでございます。

それから3点目の質問でございますが、運用方法によっては市民にブレーキになるのではないかというような御指摘でございますけれども、この条例の基本的な考え方につきましては、第3条で示しておりますように基本理念があります。市民、事業者が相互に連携し、協力し合って、犯罪を起こしにくい、また犯罪の発生を未然に防止される生活環境をつくると

いうことにございまして、犯罪防止を人任せにするのではなくて、それぞれが自分自身の問題としてとらえ、地域の一員として自主的な防犯活動を推進するものでございます。

また、質問の中に要綱も作成されていないというようなこと、具体性のない条例というような御指摘がございましたが、条例にはいろいろなつくり方、定め方がございます。この条例につきましては犯罪防止の基本理念を定めるものでございまして、現在のところ、規則あるいは要綱を定める予定はございません。

また、第8条の必要な事項は市長が定めるということにつきまして、これはあくまで委任の規定でございます。この条例の施行に関する細かい部分を決裁、あるいはほかの方法で定めることを規定したものでございます。以上でございます。

〔「議長12番」の声あり〕

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 再び質問いたします。

基本的なものを定めた条例であるということで、今の部長の御答弁では、要綱はなくてもいいんだよということなんですけれども、一番問題となりますのが、特に今、部長の御答弁の中でも未然に防ぐとか、防止すると。犯罪の起こりにくいまちをつくるということ。言ってみれば、これは今の8条の問題にもかかわるんですけれども、下手をすると、いろんなことを事前に手を打つと。その中で犯罪の防止に役立つということであれば本当にいいんですけれども、ひょっとして個人のプライバシーとかいったものが本当に侵されるんじゃないかと。ですから、やるならやるできちんとした要綱がなければ、どういったことをやっていくのかと、具体的にわかりませんと、できてからの楽しみでは困るわけでありまして、やはり恣意的に使われることがあってはならないわけでありまして、私は今の御答弁の中で非常に不安を感じるわけでありまして、やはり要綱というのはつくらなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） ただいま申し上げましたように、この条例につきましては、地域の全員の方がお互いに協力し合って安全なまちづくりを進めるという考え方でございます。強制というような消極的な考え方ではなくて、一人ひとりが率先して積極的な活動や考え方をしていただければ大変ありがたいと思います。

それから、現在のところ、要綱につきましては、要綱で定めなければならないというように想定されるものはないために定めないと。今後そういうものが出て、必要があるということであれば作成していくこともあり得るということでございます。

議長（大原 功君） 以上をもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第67号は厚生常任委員会に、条例議案第78号から85号までは総務常任委員会に、条例議案第86号は厚生常任委員会に、議案第68号は各常任委員会に、議案第69号は厚生常任委員会に、議案第70号は総務常任委員会に、議案第71号は建設経済常任委員会に、議案第72号は厚生常任委員会に、議案第73号は建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案16件は以上のように付託することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午前11時45分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 高 橋 清 春

同 議員 木 下 道 郎